

○長崎大学環境科学部紀要編集委員会に関する申合せ

平成17年6月15日
学部教授会決定

1. 学術論文（査読無し）の閲読は、以下の項目を確認し、採否を決定する。原則として編集委員で行うが、編集委員以外への委任も可能とする。
 - (1) 学術論文として必要な「独創的研究であること及び独立して価値ある結論あるいは事実」（紀要内規第3条参照）が明らかとなっているか。
 - (2) 紀要編集要領・紀要作成要領に則って書かれているか。
 - (3) 明らかな間違いはないか。
 - (4) 修正すべき箇所が多くあるか。
2. 学術資料の閲読は、以下の項目を確認し、採否を決定する。原則として編集委員で行うが、編集委員以外への委任も可能とする。
 - (1) 環境科学に関連があること。
 - (2) 紀要編集要領・紀要作成要領に則って書かれているか。
 - (3) 明らかな間違いはないか。
 - (4) 修正すべき箇所が多くあるか。
3. 投稿について
学生の単独投稿は認めない。
学部外者の単独投稿の場合は、環境科学部の教育研究を担当することを命じられた水産・環境科学総合研究科教員の推薦書を必要とし、投稿の受領については編集委員会が決定する。
4. 最終原稿の提出について
掲載が決定された学術論文等については、その電子媒体と印刷された最終原稿1部の提出が必要である。
5. 編集委員会運営の記録について
 - (1) 編集委員会議事要旨の作成
 - (2) 編集記録の保存
 - ・編集委員名簿
 - ・閲読者名簿
 - ・投稿票（別紙様式）
 - ・原稿受領簿
 - ・閲読記録

附 則

この申合せは、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年11月21日から施行する。

附 則
この申合せは、令和4年4月1日から施行する。